

東近江市における空家等対策に関する協定書

東近江市（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会、公益社団法人滋賀県建築士会、滋賀県土地家屋調査士会、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会、八日市商工会議所及び東近江市商工会（以下「乙」という。）は、東近江市における空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、空家等対策を推進することにより、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、活力あるいきいきとした東近江市を創生することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、覚書で定める協定事項を協力して行い、空家等対策に取り組むものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いずれもが特段の意思表示を行わないときは、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（定めのない事項）

第4条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。
2 この協定の変更が必要な場合は、甲乙協議の上、協定の変更を行うことができるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書8通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月29日

甲 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市長 小 椋 正 清

乙 滋賀県大津市京町三丁目1番3号
公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会

会長 泉 藤 博

滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号
公益社団法人滋賀県建築士会

会長 山 本 勝 義

滋賀県大津市末広町7番5号
滋賀県土地家屋調査士会

会長 沢 弘 幸

滋賀県大津市梅林1丁目3番3号
滋賀弁護士会

会長 西 川 真美子

滋賀県大津市末広町7番5号
滋賀県司法書士会

会長 林 善 彦

滋賀県東近江市八日市東浜町1番5号
八日市商工会議所

会頭 高 村 潔

滋賀県東近江市池庄町505番地
東近江市商工会

会長 足 立 進